名古屋大学医学部附属病院治験標準業務手順書改定
新旧対照

現行条文　（第 10.0 版）	現行条文　（第 11.0 版）
（省略） （契約の締結） 第 6 条　病院長は、IRB の意見に基づいて治験の実施を了承した後、速やかに分任契約担当役に通知し、治験契約書により契約を締結し、双方が記名押印又は署名し、日付を付すものとする。 （省略）	（省略） （同左） 第 6 条　病院長は、IRB の意見に基づいて治験の実施を了承した後、速やかに契約責任者に通知し、治験契約書により契約を締結し、双方が記名押印又は署名し、日付を付すものとする。 （省略）

附則　（令和2年7月1日第11.0版）

1　本手順書は、令和2年7月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

2　本手順書の施行の際、現にある書類で作成された資料等については、適宜対応することとする。